

申請に対する処分

処分名	港湾施設の利用許可
根拠法令	奄美市港湾管理条例第6条第1項
所管課	土木課

1 審査基準

(1) 申請を行うことができる人

港湾施設利用の許可を受けようとする人又は団体

(2) 申請の方法

奄美市港湾管理条例第6条第1項の規定による許可を受けようとする者は、次のいずれかに、当該様式に掲げる書類を添付して提出する。

ア 「係留施設利用許可(変更)申請書」(奄美市法港湾管理条例施行規則別記第1号様式)

イ 「上屋利用許可(変更)申請書」(奄美市法港湾管理条例施行規則別記第2号様式)

ウ 「港湾施設用地・臨港道路利用許可(変更)申請書」(奄美市法港湾管理条例施行規則別記第3号様式)

(3) 許認可等の要件

港湾施設としての用途又は目的を妨げない限度で、「奄美市港湾管理条例」(平成18年奄美市条例第179号)、「奄美市港湾管理条例施行規則」(平成18年奄美市規則第136号)及び関係法令等に定めるもののほか、この基準に基づき的確に審査するものとする。

2 標準処理時間

10日